

「ウェルビーイング製品等開発委託事業」に関する質問回答

令和7年5月1日

No.	応募要領 関連箇所	質問	回答
1	5. 委託契約 (4)対象経費	業務委託契約の開始日以前に支出した経費は、本事業の対象となりますか。	業務委託契約の開始日以前に支出した経費は対象となりません。 契約期間中（契約開始日から契約終了日まで）に支払いを完了した経費が対象となります。
2	8. 応募手続き等の概要 (3)提出書類	参加表明書兼企画提案書（様式第2号）について、図表を記載しても差し支えありませんか。 また記載する場合、別紙として添付してもよいでしょうか。	文章の補足として図表を記載していただいてもかまいません。図表を記載する場合は、参加表明書兼企画提案書の項目内に書くか、別紙を添付してください。 別紙を添付する場合は、参加表明書兼企画提案書に記載した文章と別紙に記載した図表の関係がわかるよう、双方に対応箇所を記載してください（「別紙○を参照」「項目○に関する図表」等）。なお、別紙は多くても5枚程度にまとめてください。